公共債（国債・個人向け国債・地方債等）
公社債投資信託（MMF）をお持ちの
個人のお客さまへ

平成２８年１月から税制が変わります！！

改正前（平成２７年１２月末まで）

公共債の利子	公共債の譲渡損益	公共債の償還損益
源泉分離課税 ２０．３１５％	非課税	総合課税（雑所得） 累進税率

公社債投資信託の分配金	公社債投資信託の譲渡損益
源泉分離課税 ２０．３１５％	非課税

上場株式等※の配当金等と譲渡損益との損益通算不可

改正後（平成２８年１月から）

公共債・公社債投資信託の利子・分配金・譲渡損益・償還損益

２０．３１５％　申告分離課税に統一

上場株式等の配当金等と譲渡損益との損益通算可能

確定申告により損益通算が可能

- 「特定口座（源泉徴収あり）」であれば、口座内で損益通算がおこなわれ原則として確定申告が不要となります。

！ 表記の税率２０．３１５％の内訳は所得税１５．３１５％（復興特別所得税０．３１５％含む）住民税５％です。

※ 上場株式等には国内公募株式投資信託が含まれます。

横浜信用金庫

税制改正により…

◉ 公共債・公社債投資信託の利子や分配金、売買や償還に係る損益が、上場株式等の譲渡損益や配当金等と**通算**できるようになります。

◉ 公共債・公社債投資信託が**特定口座**の対象になります。

◉ 公共債・公社債投資信託の**譲渡益が課税対象**となります。

（注）公共債の譲渡損や償還損が考慮されるようになります。

■《よこしん》の特定口座とは

●特定口座とは、《よこしん》がお客さまに代わって、譲渡損益の金額等を計算することにより、お客さまが確定申告の煩雑な手続きや負担を軽減できる口座のことです。

●《よこしん》は、当該特定口座における譲渡損益等を記載した「特定口座年間取引報告書」を作成し、原則として翌年１月末までにお客さまおよび税務署に送付します。

●源泉徴収選択口座（源泉徴収あり）を選択されると、お客さまの当該口座の取引に係る譲渡損益を計算し、譲渡益になる場合には当該譲渡益の金額に対して、２０．３１５%の税率で源泉徴収をおこない納税する口座です。
この口座に受け入れた配当金等についても、同じ税率で源泉徴収されます。

※《よこしん》では、今後、特定口座の対象を公共債・公社債投資信託に拡大します。
（特定口座の開設は《よこしん》におひとり１口座で個人のお客さまに限ります。）
※公共債・公社債投資信託をお持ちのお客さまの特定口座のお申し込みの受付方法については、決定次第ご案内いたします。

■　特定口座を利用するメリット

●保有している公共債を中途換金し譲渡益が発生したとき、もしくは償還差益を受けたとき、特定口座（源泉徴収あり）の取引であれば、その利益に対する確定申告を不要にすることができます。

●特定口座における公共債の取引において譲渡損失または償還差損があり、他の譲渡益と損益通算しても、なお年末において譲渡損失になっている場合には、その年に受入れた利子や配当等と確定申告することなく損益通算することができます。

●個人向け国債については、その商品性から譲渡益や償還差損益は発生せず発生するのは中途換金した場合の中途換金調整額（直前２回分の税引き後利子相当額）相当分の譲渡損失だけです。
また利子は、特定口座に受け入れしなくても確定申告不要です。
ただし中途換金した場合は、譲渡損失が発生するので特定口座で取引することで、損益通算がおこなわれます。

※本チラシの内容は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後変更となる可能性があります。

ご不明な点につきましては各営業店窓口までお問い合わせください。

商号等：横浜信用金庫　登録金融機関　関東財務局長（登金）第１９８号
加入協会：日本証券業協会

（H27.6月作成）